

## 「宿泊施設連携型レンタサイクルプラン」企画提案募集要領

### 1 趣旨

つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線における宿泊施設と連携したレンタサイクルを活用したプランの開発を支援することで、本県での宿泊を促進しサイクリスト一人当たりの消費金額を増やし、稼げる地域づくりを目指す。

また、レンタサイクルを活用した付加価値のあるプラン開発を通じ、収益性が見込めるレンタサイクルプランにつなげていく。

### 2 募集内容

県内宿泊を伴うレンタサイクルを活用したプラン開発案及び購入する自転車メーカーとの連携案。2 提案程度の採用を予定。採用した提案に対して必要な支援（自転車の無償貸与）を行う。

### 3 募集条件

- (1) つくば霞ヶ浦りんりんロードの利用者の増加、観光関連産業の振興・雇用創出等、地域活性化の効果が期待できるものであること。
- (2) 無償貸与する自転車のメンテナンス（維持管理・修理）に係る費用をレンタサイクルで得られる収益で賄う等、持続可能（最低3年間）なものであること。
- (3) 政治・宗教・選挙活動を目的としないものであること。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でない者によるものであること。
- (5) 関係法令等に反しないものであること。
- (6) 実施後は、四半期ごとに協議会に対し、稼働率等実績報告を行うこととする。

### 4 支援内容

事業実施に必要な自転車の購入（1提案200万円を上限）

自転車の購入は県もしくは「つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会」を予定。

支援対象者は「つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会」と使用貸借契約を結び、無償で年間の自転車貸与を行う。なお、その期間の自転車のメンテナンス（維持管理・修理）に係る費用は支援者で負担すること。

年度ごとの使用貸借契約とし、支援期間は最大で3年とする。契約の継続については、支援対象者が提出する実績報告に基づき、協議のうえ決定する。

使用貸借契約（案）は別紙のとおり

### 5 支援対象者の責務

#### (1) 法令及び規則等の遵守

支援対象者は、事業の実施にあたって関係する法令等を遵守してください。

応募者が以下の事項に該当したときは欠格として、審査（選定後は支援）の対象から除外します。

- 1) 提出書類の必要事項に記載がないとき又は必要な書類が提出されないとき

- 2) 提出書類に虚偽の記載があったとき
  - 3) 応募者及び事業内容について、法令等に反することが認められるとき
  - 4) その他不適切な行為があったと認められるとき
- (2) 事業実施に伴い生じた損害による経費の負担
- 実施に伴い生じた損害、全て自身が負担するとともに、生じた損害に関して茨城県、つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会は一切の責任を負わないこととする。
- (3) 報告及び調査への協力
- 支援対象者は、以下の調査及び報告に協力をしていただきます。
- 1) 協議会事務局員等の現地訪問による進捗（フォローアップ）調査
  - 2) 四半期ごとの稼働率等実績報告書の提出
  - 3) その他（効果測定のためのアンケート調査等）

## 6 応募方法

別紙「応募申請書」1部をつくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会（事務局：県スポーツ推進課）まで郵送または持参により提出してください。（参考資料がある場合には、参考資料についても1部提出してください。）

なお、申請に要する費用は、応募者で負担願います。

### 【応募申請書の提出先及びお問い合わせ先】

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 - 6

つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会（事務局：県スポーツ推進課） 宛て

電 話：029 - 301 - 2735

F A X：029 - 301 - 2847

E-Mail：chikei4@pref.ibaraki.lg.jp

## 7 応募資格

以下の(1)～(3)のいずれにも該当する方。

- (1) 宿泊施設と連携したレンタサイクルプランの企画・開発を目指す個人、法人、グループなど
- (2) つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線 14 市町村（土浦市、石岡市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、小美玉市、美浦村、阿見町）内に事業所を有する者
- (3) つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会に入会している者

## 8 応募期間

令和2年12月10日（木）～令和3年1月13日（水）

応募に係る質問については、令和2年12月23日までとします。

## 9 選定方法

- ・審査は、書面審査で行います。

- ・選定においては、開発プランの「売り」、自転車メーカーとの連携及び具体的な実施見通しを重視した審査を行います。
- ・必要用に応じて対面または電話等によりヒアリングを行うことがあります。
- ・応募数が選定予定数を下回った場合でも、審査の結果評価が低いプランは選定しません。
- ・選定結果は、応募申請書記載のメールアドレス宛てに通知するとともに、以下のホームページに掲載する予定です。
- ・「つくば霞ヶ浦りんりんロード」ホームページ：<https://www.ringringroad.com/>

< 審査項目 >

事業趣旨の理解	・募集趣旨に沿ったプランであるか。
連携力	・地域や自転車メーカーとの連携が図られているか。
地域貢献	・地域の課題やニーズに対応しているか。 ・地域の活性化に貢献するか。
熱意	・開発への取り組みに意欲があるか。 ・つくば霞ヶ浦りんりんロードにおけるサイクリング振興への意欲があるか。
能力	・具体的で実現性の高い計画がされているか。 ・事務、会計等の能力があるか。 ・事業を継続して実施できる組織体制・収支構造か。
創造性	・地域の新たな魅力や賑わいを創り出すプランであるか。 ・経済的波及効果が期待されるプランであるか。
独創性	・地域ならではの創意工夫はあるか。 ・地域資源を活かしたのか。

10 応募から支援の流れ

**募 集** 募集開始～R3.1.13

**審 査** R3.1 下旬

**採用通知** R3.1 下旬

**自転車購入** R3.3 末まで

**使用貸借契約** R3.4

**プラン開始** R3.4

自転車購入の状況によって、使用貸借契約及びプラン開始の時期が変動します。

## 使用貸借契約書

貸付人 つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会（以下「甲」という。）と  
借受人 /\*支援対象者\*/（以下「乙」という。）とは、次の条項により使用貸借契約書を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行するものとする。

（貸付物品）

第2条 甲は、別表に掲げた自転車等（本体及び付属品。以下「貸付物品」という。）を乙に無償で貸付する。

（用途指定）

第3条 乙は、貸付物品を「宿泊施設連携型レンタサイクルプラン」実施のために使用するものとする。

（貸付期間）

第4条 貸付物品の貸付期間は、令和 年 月 日から令和4年3月31日までとする。ただし、この期間は、甲、乙協議の上、更新し、又は短縮することができる。

（貸付料）

第5条 貸付料は「茨城県県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」第7条の規定に基づき無償とする。

（権利譲渡等の禁止）

第6条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物品の使用権を第三者に譲渡し、貸付物品を転貸し、又は第3条に規定する貸付物品の用途を変更してはならない。

（使用上の制限）

第7条 乙は、貸付物品を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、貸付物品の原状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（修繕義務等）

第8条 甲は、貸付物品の修繕義務を負わないものとし、貸付物品の維持、保存、その他の行為に要する経費は、すべて乙の負担とする。

（滅失又は毀損の報告）

第9条 乙は、貸付物品の全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

（損害賠償等）

第10条 乙は、その責に帰する事由により、貸付物品の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、自己の負担において原状に回復し、又は当該滅失又は毀損による損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（解除）

第11条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告をせず、直ちに契約を解除することができる。

（1） 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

（2） 甲において公用又は公共用に供するため貸付物品を必要とするとき。

(貸付物品の返還)

第12条 乙は、貸付期間が満了したとき又は前条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の負担において甲の指定する期日までに貸付物品を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、貸付物品が乙の責に帰することができない事由により滅失し、若しくは毀損しているとき又は甲が適当と認めるときは、現状のまま返還することができる。

(修繕費等の請求権の放棄)

第13条 乙は貸付期間が満了したとき、又は第11条第1項の規定により本契約を解除された場合において、貸付物品に投じた修繕費等の必要経費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しない。

(疑義等の決定)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6

つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会  
会 長 大井川 和彦

乙